

議案第162号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例（平成13年さいたま市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の方法) 第4条 駐車場の利用方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一時利用 <u>前条に規定する利用時間（利用時間を終日とする駐車場にあつては、午前4時から翌日午前4時までの間）の範囲内で1回を単位とする利用</u> (2) [略]	(利用の方法) 第4条 駐車場の利用方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一時利用 <u>1日1回を単位とする利用</u> (2) [略]

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条、第16条関係）

駐車場名	利用車種	階層等	利用料金						
			一時利用（1回）	1月利用		3月利用		6月利用	
				一般	学生	一般	学生	一般	学生
さいたま市営高砂第1自転車駐車場	自転車	屋外	130円	2,800円	2,100円	7,560円	5,670円	14,280円	10,710円
		1階（高架下）		2,800円	2,100円	7,560円	5,670円	14,280円	10,710円
		2階（シェルター）		2,490円	1,860円	6,720円	5,040円	12,690円	9,520円
		2階（屋根なし）		2,190円	1,640円	5,910円	4,430円	11,160円	8,370円
	原動機付自転車	1階（高架下）	170円	3,640円	2,730円	9,820円	7,370円	18,560円	13,920円
さいたま市営高砂第2自転車駐車場	自転車	高架下	110円	2,350円	1,760円	6,340円	4,750円	11,980円	8,980円
	原動機付自転車	高架下	140円	3,050円	2,290円	8,240円	6,180円	15,580円	11,680円
さいたま市営北浦和自転車駐車場	自転車	屋外	110円	2,350円	1,760円	6,340円	4,750円	11,980円	8,980円
	原動機付自転車	屋外	140円	3,050円	2,290円	8,240円	6,180円	15,580円	11,680円
さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場	自転車	1階	150円	3,240円	2,430円	8,740円	6,560円	16,520円	12,390円
		2階		2,930円	2,190円	7,910円	5,930円	14,940円	11,200円
	原動機付自転車	1階	190円	4,210円	3,150円	11,370円	8,520円	21,480円	16,110円
さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場	自転車	地下1階	150円	2,930円	2,190円	7,910円	5,930円	14,940円	11,200円
さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場	自転車	1階	130円	2,800円	2,100円	7,560円	5,670円	14,280円	10,710円
		2階		2,490円	1,860円	6,720円	5,040円	12,690円	9,520円
	原動機付自転車	1階	170円	3,640円	2,730円	9,820円	7,370円	18,560円	13,920円
さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場	自転車	地下1階	110円	2,140円	1,600円	5,770円	4,330円	10,910円	8,180円
		1階		2,450円	1,830円	6,610円	4,960円	12,490円	9,370円
		2階		2,140円	1,600円	5,770円	4,330円	10,910円	8,180円

				円	円	円	円	円	円
		3階		1,730円	1,290円	4,670円	3,500円	8,820円	6,610円
	原動機付自転車	3階	140円	2,240円	1,680円	6,070円	4,550円	11,460円	8,600円
さいたま市営大宮駅東口錦町自転車駐車場	自転車	屋外	130円	2,490円	1,860円	6,720円	5,040円	12,690円	9,520円
さいたま市営大宮駅西口桜木町自転車駐車場	自転車	地下1階	130円	2,600円	1,950円	7,020円	5,260円	13,260円	9,940円
		地下2階		2,290円	1,710円	6,180円	4,630円	11,670円	8,750円
さいたま市営日進駅南口自転車駐車場	自転車	1階	120円	2,680円	2,010円	7,230円	5,420円	13,660円	10,250円
		2階		2,370円	1,770円	6,390円	4,790円	12,080円	9,060円
		3階		2,060円	1,540円	5,560円	4,170円	10,500円	7,870円
	原動機付自転車	1階	160円	3,480円	2,610円	9,400円	7,050円	17,760円	13,320円
さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場	自転車	1階	120円	2,770円	2,070円	7,470円	5,600円	14,120円	10,590円
		2階		2,460円	1,840円	6,640円	4,980円	12,540円	9,400円
		3階		2,160円	1,620円	5,830円	4,370円	11,010円	8,260円
	原動機付自転車	1階	160円	3,600円	2,700円	9,720円	7,290円	18,360円	13,770円
さいたま市営土呂駅西口自転車駐車場	自転車	1階	110円	2,410円	1,800円	6,500円	4,880円	12,290円	9,210円
		2階		2,100円	1,570円	5,670円	4,250円	10,710円	8,030円
さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場	自転車	1階	130円	2,910円	2,180円	7,850円	5,890円	14,840円	11,130円
		2階		2,600円	1,950円	7,020円	5,260円	13,260円	9,940円
		3階		2,290円	1,710円	6,180円	4,630円	11,670円	8,750円
	原動機付自転車	地下1階	170円	3,380円	2,530円	9,120円	6,840円	17,230円	12,920円
さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場	自転車	地下1階	150円	2,930円	2,190円	7,910円	5,930円	14,940円	11,200円
		地下2階		2,620円	1,960円	7,070円	5,300円	13,360円	10,020円
	原動機付自転車	地下1階	190円	3,800円	2,850円	10,280円	7,710円	19,420円	14,560円
さいたま	自転車	1階	90円	2,100円	1,570円	5,670円	4,250円	10,710円	8,030円

市営宮原 駅西口自 転車駐車 場				円	円	円	円	円	円
		2階		1,800 円	1,350 円	4,860 円	3,640 円	9,180 円	6,880 円
		3階		1,490 円	1,110 円	4,020 円	3,010 円	7,590 円	5,690 円
	原動機付 自転車	1階	120円	2,730 円	2,040 円	7,370 円	5,520 円	13,920 円	10,440 円
さいたま 市営北大 宮駅自転 車駐車場	自転車	屋外	120円	2,270 円	1,700 円	6,120 円	4,590 円	11,570 円	8,680 円
	原動機付 自転車	屋外	160円	2,950 円	2,210 円	7,960 円	5,970 円	15,050 円	11,280 円
さいたま 市営指扇 駅南自転 車駐車場	自転車	屋外	120円	2,270 円	1,700 円	6,120 円	4,590 円	11,570 円	8,680 円
	原動機付 自転車	屋外	160円	2,950 円	2,210 円	7,960 円	5,970 円	15,050 円	11,280 円
さいたま 市営大和 田駅南自 転車駐車 場	自転車	2階	110円	2,100 円	1,570 円	5,670 円	4,250 円	10,710 円	8,030 円
		3階		1,800 円	1,350 円	4,860 円	3,640 円	9,180 円	6,880 円
	原動機付 自転車	2階	140円	2,730 円	2,040 円	7,370 円	5,520 円	13,920 円	10,440 円
さいたま 市営南与 野第1自 転車駐車 場	自転車	高架下	110円	2,390 円	1,790 円	6,450 円	4,830 円	12,180 円	9,140 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,100 円	2,330 円	8,380 円	6,290 円	15,840 円	11,880 円
さいたま 市営南与 野第2自 転車駐車 場	自転車	高架下	110円	2,390 円	1,790 円	6,450 円	4,830 円	12,180 円	9,140 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,100 円	2,330 円	8,380 円	6,290 円	15,840 円	11,880 円
さいたま 市営与野 本町第1 自転車駐 車場	自転車	高架下	110円	2,390 円	1,790 円	6,450 円	4,830 円	12,180 円	9,140 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,100 円	2,330 円	8,380 円	6,290 円	15,840 円	11,880 円
さいたま 市営与野 本町第2 自転車駐 車場	自転車	高架下	110円	2,390 円	1,790 円	6,450 円	4,830 円	12,180 円	9,140 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,100 円	2,330 円	8,380 円	6,290 円	15,840 円	11,880 円
さいたま 市営与野 駅西口臨 時自転車 駐車場	自転車	1階	110円	2,410 円	1,800 円	6,500 円	4,880 円	12,290 円	9,210 円
		2階		2,100 円	1,570 円	5,670 円	4,250 円	10,710 円	8,030 円
		3階		1,800 円	1,350 円	4,860 円	3,640 円	9,180 円	6,880 円
	原動機付 自転車	屋外	140円	3,000 円	2,250 円	8,100 円	6,080 円	15,310 円	11,480 円
さいたま 市営けや	自転車	1階	110円	2,490 円	1,860 円	6,720 円	5,040 円	12,690 円	9,520 円

きひろば 自転車駐 車場		地下1 階		2,190 円	1,640 円	5,910 円	4,430 円	11,160 円	8,370 円
	原動機付 自転車	1階	150円	3,230 円	2,420 円	8,730 円	6,550 円	16,500 円	12,380 円
さいたま 市営シー ノ大宮自 転車駐車 場	自転車	地下1 階	110円	2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
		地下2 階		1,840 円	1,380 円	4,960 円	3,720 円	9,380 円	7,030 円
	原動機付 自転車	地下1 階	140円	2,780 円	2,080 円	7,510 円	5,630 円	14,180 円	10,640 円
さいたま 市営さい たま新都 心駅東口 自転車等 駐車場	自転車	1階	90円	2,100 円	1,570 円	5,670 円	4,250 円	10,710 円	8,030 円
		2階		1,800 円	1,350 円	4,860 円	3,640 円	9,180 円	6,880 円
		3階		1,490 円	1,110 円	4,020 円	3,010 円	7,590 円	5,690 円
	原動機付 自転車・ 小型自動 二輪車	屋外	120円	2,190 円	1,640 円	5,930 円	4,440 円	11,200 円	8,400 円
		1階		2,730 円	2,040 円	7,370 円	5,520 円	13,920 円	10,440 円
	自動二輪 車	屋外	一時利用（1回）		190円				
さいたま 市営武蔵 浦和駅西 自転車等 駐車場	自転車	1階	150円	3,240 円	2,430 円	8,740 円	6,560 円	16,520 円	12,390 円
		2階		2,930 円	2,190 円	7,910 円	5,930 円	14,940 円	11,200 円
	原動機付 自転車・ 小型自動 二輪車	1階	190円	4,210 円	3,150 円	11,370 円	8,520 円	21,480 円	16,110 円
	自動二輪 車	屋外	一時利用（1回）		300円				

備考

- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- この表において「自転車」とは、法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「自動二輪車」とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。
- この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学生及び市長が認める教育施設に通学する者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市営自転車等駐車場条例別表第3の規定は、この条例の施行後最初のさいたま市営自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の利用時間の開始時（利用時間を終日とする駐車場にあっては、この条例の施行の日の午前4時。以下「施行日利用時間開始時」という。）以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日利用時間開始時前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。